

平成24年度朝倉市予算編成方針

1. 国の動向

我が国の経済は、世界的な経済危機を受け大幅に悪化したものの、様々な経済対策により景気の回復が見え始めたが、本年3月の東日本大震災の影響により経済活動は大きな打撃を受けた。本年10月に発表された「月例経済報告」によれば、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、引き続き持ち直しているものの、そのテンポは緩やかになっている。」としており、雇用については、「雇用情勢は、持ち直しの動きもみられるものの、東日本大震災の影響もあり依然として厳しいものがある。」としている。

国は、昨年、経済・財政の見直しや展望を踏まえながら、複数年度を視野に入れた毎年度の予算編成を行うための仕組みとして、中期財政フレームの枠組みを示した「財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）」を策定し、平成23年8月12日には、「財政運営戦略」を引き継いだ「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」が閣議決定された。その中では、平成24年度の新規国債発行額を前年度当初予算の水準（約44兆円）を上回らないこととし、歳出では、財政健全化の目標達成のために、平成26年度までにおいて、「基礎的財政収支対象経費（国の一般会計歳出のうち、国債費等を除いたもの。）」の規模を前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模（約71兆円）を上回らないこととした。

この実現のために、前年度当初予算から社会保障費や地方交付税、人件費等の義務的経費を除く経費については、10%削減を求める概算要求基準を設定し、この削減額の一部により、我が国経済社会の再生に向けてより効果の高い施策に予算を重点的に配分する取組（7,000億円規模の「日本再生重点化措置」）を実施することとした。

平成24年度の地方財政は、「中期財政フレーム」において、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額は、「平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、また、東日本大震災に係る復旧・復興事業費は、「基礎的財政収支対象経費」とは別枠扱いとするとなっており、地方財政には影響を与えないようになっているものの、国の歳出の10%削減による補助金等の削減影響及び景気の低迷による税収の動向は、今後、注視していく必要がある。

2. 本市の財政状況

平成22年度の普通会計歳入歳出決算は、単年度収支が、551,480千円の黒字、実質単年度収支でも、955,055千円の黒字となり、さらに、減債基金への積立金5億円を加えると、1,455,055千円の黒字となり、数字上は非常に良好な決算状況となった。

その原因としては、歳出においては、退職の不補充等による人件費が111,798千円減少したこと。歳入においては、地方税が前年度と比較して103,506千円の減収となったものの、普通交付税の算定項目に「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」が創設され、基準財政需要額に算入されたこと等により、結果として普通交付税が、590,111千円増額されたこと。また、地方交付税の不足額を補てんする臨時財政対策債が、621,561千円増額されたことによるもので、ほとんどが国の政策によるものであり、朝倉市独自の財源が増加したものではないことを認識すべきである。

また、朝倉市は、合併による優遇措置で、普通交付税が11億円と臨時財政対策債が3億円、併せて14億円の加算がなされているが、平成28年度から段階的に減少し、平成33年度からはこれらの加算が終了する。さらに、合併特例事業債を有効に利用したことで、3億円程度の一般財源を減少することができた。この合併特例事業債は、平成27年度までで終了する。（国において、期間の延長の検討中）したがって、これらの優遇措置が完全に無くなる平成33年度を想定した、厳しい財政運営を行う必要がある。

財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から4.0%減の86.4%、また、実質公債費比率は前年度から1.2%の減の12.1%となった。これらの数値からは、改善されたように見えるが、その主な要因は、地方交付税と臨時財政対策債の増と人件費等の減少によるものである。このことは、財政力指数を見れば分かるように、単年度数値は平成21年度の0.57から0.53に悪化している。地方税収が落ち込み、地方交付税の増額及び地方に配慮した国の経済対策が行われ、財政指標の改善が見受けられるようであるが、実態は依然として厳しい状況が続いている。

今後の見通しは、歳入総額の26%を占める市税については、景気の回復に期待するところであるが、歳出面においては、徹底した事務事業の見直しなどによる行財政改革を進めるとともに、限られた歳入の中で、より効率的・効果的な財政運営を行うことが必要である。

また、国の動向に左右される不安定な状況であることを十分認識すべきであり、予算編成過程において、関係府省庁からの情報収集に努め、国の動向についての的確に把握した上で、適切な対応を図ることが不可欠である。

3. 予算編成の基本方針

朝倉市の方向性は、第1次朝倉市総合計画(基本構想・基本計画)及び実施計画により、施策を計画的・効果的に推進していくことになる。

限られた財源の中で、施策を実施するためには、平成22年度改定「第2期朝倉市行政経営改革プラン」の着実な取り組みが期待される。これまでの「朝倉市行政経営改革プラン」の取り組みで一定の効果は生じ、職員一人ひとりの自覚と意識改革が図られつつあるが、行政改革は、常に時代の変化に対応して積極的に推進していく必要がある。

朝倉市においては、地方税が落ち込む中、行政経営改革プランの取り組み並びに国の景気対策及び地方への地方交付税等の増額等により、平成22年度の当初予算から、財政調整基金に頼ることなく編成することができたが、平成24年度は、地方財政計画が示されていない状況ではあるが、地方税の増収が見込めないため、厳しい予算編成と推定される。

したがって、事業計画に当たっては、下記項目を念頭に、効率的な財政運営を図りながら、行政需要に即応できる財政の対応力を保持し、市全般の均衡ある発展と市民福祉の向上に努めていかなければならない。

編成にあたっては、課ごとに平成23年度当初予算の一般財源の総額を超えない範囲で計画することを原則とする。

また、国が平成23年度の補正予算の中で経済対策が示された場合は、本市の当初予算で計画された事業を前倒して実施する場合もある。

- ①計画行政の一層の推進
- ②不要不急の事務事業の廃止と縮小
- ③経常経費(一般行政経費)の節減、合理化の徹底

- ④事業の厳選並びに優先順位の整理
- ⑤財源の重点的・効率的配分
- ⑥国・県資金等の精査と積極的導入
- ⑦行財政改革の推進

各所属長は、全般的な行政運営の責任者としての自覚を持ち、これらの諸情勢、市行政の現状を十分認識し、単に慣習・慣例による予算要求をすることなく、上記の①～⑦を基本理念として、課内会議及び部内会議等による総合的な調整を図り、別紙事項に留意のうえ、平成24年度の予算編成に取り組むこととする。

【平成24年度の重点施策】

平成24年度の予算編成は、継続事業を優先とするが、次の事項を本市の重点項目として予算編成を行うこととする。

〔親と子と孫が一緒に暮らす「朝倉市」づくり〕

- (1) 働く場のある「朝倉」づくり
 - ① 生活を守る雇用の確保
 - ② 希望の持てる農林業づくり
 - ③ 誰もが訪れたい観光地づくり
 - ④ 賑わいのある商店街づくり

- (2) 子どもがのびのび育つ「朝倉」づくり
 - ① 若い世代が住みやすい環境づくり
 - ② 子どもが健やかに育つ環境づくり
 - ③ ふるさとに誇りをもてる教育の充実

- (3) 長生きが楽しい「朝倉」づくり
 - ① はつらつとした高齢者づくり
 - ② 障がい者が社会参加できるまちづくり
 - ③ 健康で生きがいのあるまちづくり

- (4) 災害に強い「朝倉」づくり
 - ① 災害に備える基盤づくり
 - ② 防災体制の充実

- (5) 快適に生活できる「朝倉」づくり
 - ① 快適にいきいきと生活できる基盤づくり
 - ② 新エネルギーの普及・CO2削減の推進
 - ③ 森林・水の保全
 - ④ 循環型社会の構築

- (6) 市民と行政が協働する「朝倉」づくり
 - ① 市民と行政の新しい関係づくり

- ② 男女の力がともに発揮できる社会づくり
- ③ 市民が利用しやすい市役所づくり
- ④ 健全な行財政システムづくり